平成３０年（フ）第６９号
宮崎県延岡市片田町2886番地１　コーポ自由が丘　３Ｂ
債務者　原尾　真琴（旧姓木津・甲斐）
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第８１号
宮崎県東臼杵郡門川町加草４丁目162－２　有料老人ホーム　茶のみ、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町大字加草2346番地１
債務者　山田　誠二
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第９１号
福岡県久留米市田主丸町田主丸1042番地10
債務者　草場　勝信
１　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第９６号
福岡県久留米市北野町中703番地２
債務者　樋口　由紀
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１９４号
神奈川県厚木市森の里４丁目41番６号
債務者　川上　奈美
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２４５号
神奈川県平塚市出縄164番地　マリンハイツ102号室、前住所神奈川県平塚市高村203番地高村団地19―303
債務者　榎本　栄一
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第８７号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目89番地コーポサカエ203
債務者　蒲谷　絵理
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１４１９号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅17―404号
債務者　清家　裕次
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６０３号
大阪市平野区喜連東１丁目６番20号、前住所大阪市平野区瓜破西３丁目４番35号　301
債務者　氏原　　彩（旧姓小泊）
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６２６号
大阪市東淀川区柴島２丁目21番24―101号
債務者　仲村渠寿男
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６２９号
大阪市東住吉区西今川４丁目22番14号
債務者　山岡　一美
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６５５号
大阪市東淀川区南江口２丁目６番２―607号
債務者　岸本　照代
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７６３号
大阪市天王寺区夕陽丘町２―15―101　中島準也方、住民票上の住所大阪府貝塚市堀３丁目17番３号
債務者　安藤　一希
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９０４号
大阪市住吉区我孫子２丁目４番20―311号、前住所大阪市阿倍野区美章園１丁目６番８号プレファシオ阿倍野美章園502号
債務者　岩永　浩一
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０１９号
大阪市住之江区東加賀屋３丁目13番14号
債務者　鈴江　芳美
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５号
北海道標津郡中標津町東11条南５丁目１番地３
債務者　五十嵐利昭
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第２６号
北海道野付郡別海町別海宮舞町86番地
債務者　佐藤　美生
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
釧路地方裁判所根室支部